

保安機関認定更新手引

2023年4月

神奈川県くらし安全防災局消防保安課

目次

- 1 はじめに P 1
- 2 保安機関認定更新手続きの意義 P 2
- 3 保安機関認定更新の手続きにあたっての主な留意点 P 2
- 4 保安機関の認定更新手続きの流れ P 3
- 5 その他 P 6
- 6 申請書の提出先 P 9
- 7 認定更新申請等に関するQ&A P10
- 8 保安機関認定更新申請に係る書式一

1 はじめに

この手引きは、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第 29 条により、保安機関として認定を受けた事業者が、同法第 32 条の規定により、認定の更新を行う際の参考としていただくものです。

認定更新をされる保安機関事業者の方々におかれましては、更新にあたり本書を参考にさせていただき、余裕をもって認定日の 30 日前までに、消防保安課または各地域県政総合センターへ更新手続きをとられますようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、30 日前までに申請の手続きをしませんと認定日が遅れて認定が失効する恐れがありますので、遅れることのないよう必ず 30 日前までに申請されますよう重ねてよろしくをお願いいたします。

2 保安機関認定更新手続きの意義

保安機関の認定の有効期限は5年となっており、5年ごとの更新手続きとなります。

この更新手続きは、単なる事務手続きだけでなく、保安業務資格者が適切に配置されているか、保安業務用機器が整備されているかなど、保安機関がその本来持つべき保安技術を備えているかを再確認する機会であるということを各事業者の方々もご認識下さい。

3 保安機関認定更新の手続きにあたっての主な留意点

保安機関の認定更新にあたっては、以下のような留意点があります。

(1) 現在の認定の期間が満了する30日前までに手続きを行わなければならない。

まず、第一に、保安機関の認定更新の申請は、液石法規則第34条により、現在の認定の満了する日の30日前までに所管の行政庁（消防保安課、各地域県政総合センター等）に行わなければならないということです。

また、合併等の承継があった場合には、いずれか古い満了日となるので認定更新時期に留意する必要があります。

(2) 認定更新は単純更新。内容を変更する場合は別途手続きが必要である。

次に、保安機関の認定更新の手続き自体は、単純更新の手続きです。つまり、認定更新の手続きでは、同時に消費者枠の増減、保安業務区分の追加等を行うことができないということです。この機会をとらえて現在の認可の内容等を変更しようとする場合は、認定更新の手続きとは別途の手続きが必要になります。

また、保安機関事業者の方が同時に液化石油ガス販売事業者でもある場合は、液化石油ガス販売所等変更届等の提出も併せて必要な場合もあります。

このように、認定更新申請にあたってはいくつかの留意点がありますので、申請にあたっては充分余裕を持って手続きされることをお願いします。また、ご不明な点は所管の行政庁（消防保安課、各地域県政総合センター等）にご相談下さい。

4 保安機関の認定更新手続きの流れ

保安機関の認定更新手続きには、いま申し上げたようないくつかの留意点があります。また、今後、円滑に更新手続きを進めるために原則として申請にあたっては、以下の手続きにより進めたいと思いますのでよろしく申し上げます。

(1) 事前確認 → (2) 事前相談 → (3) 認定更新申請等

(1) 事前確認

まずは、各事業者の方々自らご確認ください。

<主な確認事項>

- ① 認定満了日がいつか。
 - ② 保安業務に係る一般消費者等の数を増加する必要があるか。
 - ③ 同様に減少する必要があるか。
 - ④ 新たな保安業務区分を取得する必要があるか。
 - ⑤ 保安機関の氏名又は名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名を変更する必要があるか。
 - ⑥ 保安業務を行う事業所の所在地を変更する必要があるか。
 - ⑦ その他
- ※ 概ね、以上のような項目について、まずは事業者自らご確認ください。

(2) 事前相談

事前確認した内容にそって、概ね認定満了の2～3ヶ月程度前を目安に、所管の行政庁（消防保安課、各地域県政総合センター）に事前相談をお願いします。

更新申請の時期や、更新申請手続きにあわせて他の認可手続きが必要かどうかなどを確認したいと思いますのでよろしく申し上げます。

(3) 認定更新申請等

ア 認定更新申請の時期

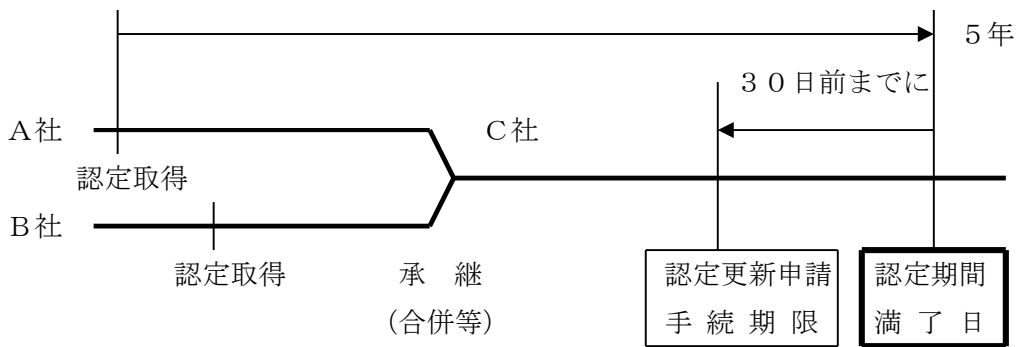
認定更新申請は、認定満了の30日前までに所管の行政庁に行う必要があります。

<合併等があった場合の認定更新時期>

合併があった場合 → 認定更新日は合併前のいずれか古い認定日から5年目

譲渡があった場合 → 認定更新日は譲渡前のいずれか古い認定日から5年目

(合併等承継があった場合の認定更新時期)



イ 認定更新手続きと各種認可手続き等

認定更新の機会に、今後保安業務を実施する予定の一般消費者等の数の増加や減少、今後実施する予定の新たな保安業務区分の追加等、各種手続きを行う事業者の方があることが考えられます。

これらの手続きと、認定更新の手続きとは異なる手続きであるので、別の手続きとなることに留意してください。

しかし、認定更新手続きとあわせて、これら（一般消費者等の数の増加や減少、保安業務区分の追加等）の手続きを、同時に併行して行うことは可能です。

例1 認定更新手続きと同時に、一般消費者等の数を増加する場合

次の手続きが必要になります。

- ①認定更新手続き
- ②一般消費者等の増加認可手続き
- ③保安業務規程の変更認可手続き

※ しかし、認定更新前に、現に認可を受けた一般消費者等の数を、実際の消費者が上回るような場合は、実際の消費者数が現に認可を受けた一般消費者等の数を上回る前に、一般消費者等の数の増加認可を受けなければならないので、至急、所管行政庁に相談をお願いします。

例2 認定更新手続きと同時に、一般消費者等の数を減少する場合

次の手続きが必要になります。

- ①認定更新手続き
- ②一般消費者等の減少届の提出手続き
- ③保安業務規程の変更認可手続き

例3 認定更新手続きと同時に、新たな保安業務区分の取得をする場合

次の手続きが必要になります。

- ①認定更新手続き
- ②保安機関認定申請手続き
- ③保安業務規程の変更認可手続き

例4 認定更新手続きと同時に、保安業務区分を減らす場合

次の手続きが必要になります。

- ①認定更新手続き
- ②当該区分に係る一般消費者等の減少届の提出手続き
- ③保安業務規程の変更認可手続き

例5 認定更新手続きと同時に保安業務資格者や保安業務用機器の数を変更する場合

次の手続きが必要となります。

- ①認定更新手続き
- ②保安業務規程の変更認可手続き

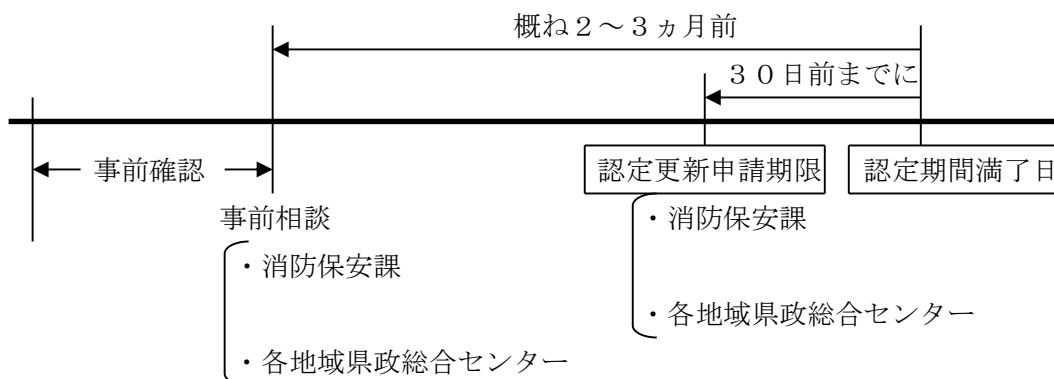
ウ 保安業務区分ごとに異なっている認定更新日を統一する場合

保安業務区分ごとに認定日が異なる場合は、認定満了日も異なりますが、今回の認定更新の際に統一することは可能ですので、今後の法手続きの管理の合理化から統一することをおすすめします。

この場合は、一番古い認定日にそろえることとなりますので、他の認定の有効期間は短縮して更新することとなります。この際有効期間の持ち越しはできません。

エ 認定更新手続きの流れのフロー

認定更新手続きの流れは以下のようになります。



5 その他

認定更新申請者が同時に液化石油ガス販売事業者である場合は、今まで説明した手続きとは別に、液化石油ガス販売事業所等変更届等の提出等が必要となる場合もあります。

<例えば>

- ・事業所（＝販売所）の追加や廃止がある場合
 - ・事業所（＝販売所）の所在地や名称の変更がある場合
- 液化石油ガス販売所等変更届等の提出が別途必要

認定更新手続きをせずに認定満了期間を過ぎてしまった場合、保安業務を行うことができなくなることはいうまでもありません。

また、認定更新の手続きに併せて他の様々な手続きが伴う場合もあります。さらに、多くの事業者の認定更新申請手続きが一時期に集中することも見込まれます。

この認定更新手続きをスムーズに進めていくためにも、「事前確認」、「事前相談」、「認定更新申請手続き」等につきまして、各事業者の方々のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、更新手続きにあたってご不明な点がございましたら所管の県政総合センター等にご相談下さいますようよろしくお願いいたします。

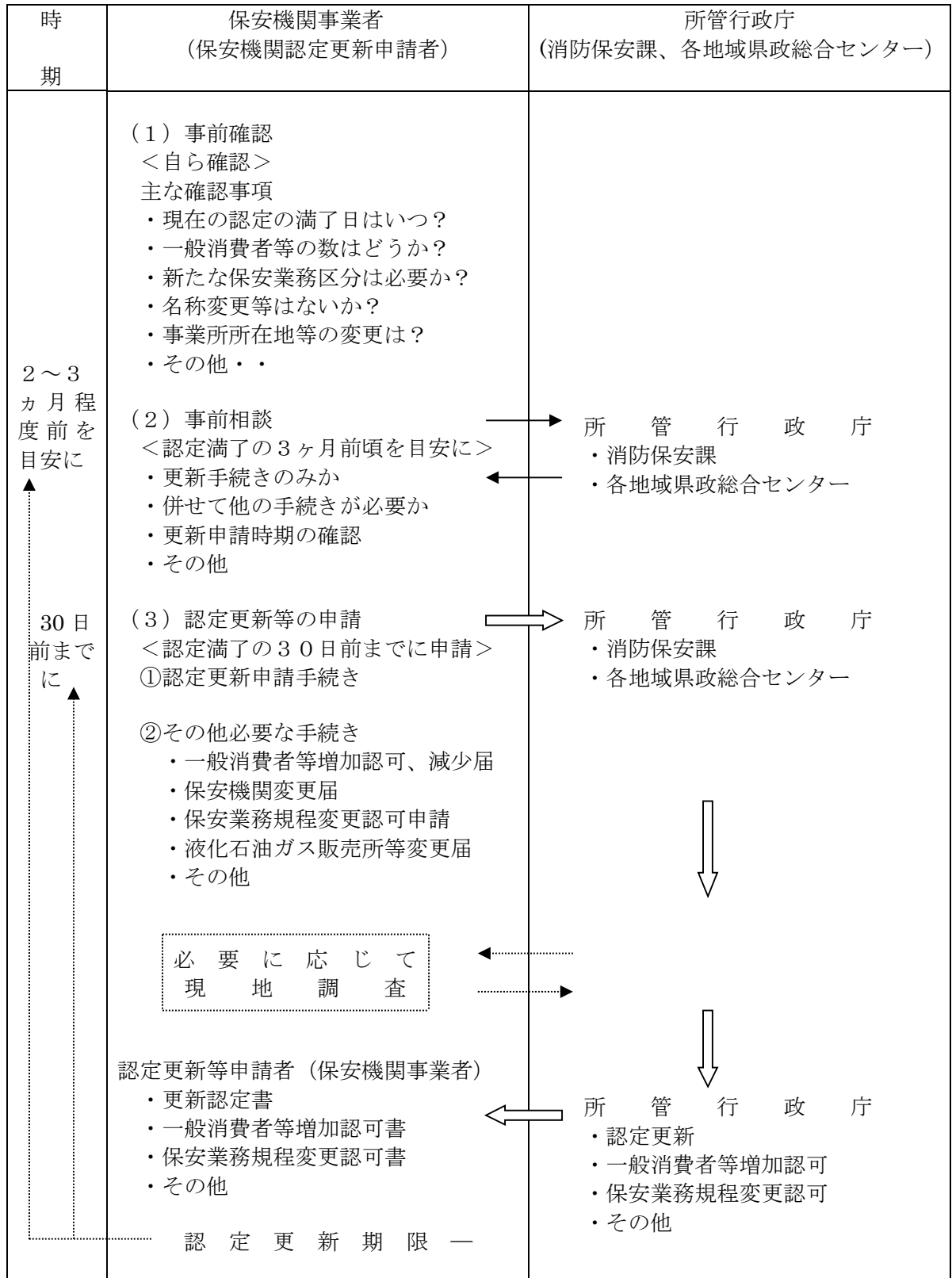
<保安機関認定更新申請手数料> (2023年4月現在)

$$6,900 \text{円} \times \text{更新する保安業務区分数} + 14,000 \text{円}$$

参考	・更新する保安業務区分が1区分	6,900円×1+14,000円=20,900円
	・更新する保安業務区分が2区分	6,900円×2+14,000円=27,800円
	・更新する保安業務区分が3区分	6,900円×3+14,000円=34,700円
	・更新する保安業務区分が4区分	6,900円×4+14,000円=41,600円
	・更新する保安業務区分が5区分	6,900円×5+14,000円=48,500円
	・更新する保安業務区分が6区分	6,900円×6+14,000円=55,400円
	・更新する保安業務区分が7区分	6,900円×7+14,000円=62,300円

※保安機関の新規の認定申請や一般消費者等の増加認可申請を今回の認定更新手続きと同時にする場合でも、保安機関認定更新手数料とは別に新規の保安機関認定申請手数料や一般消費者等の増加認可申請手数料が必要となりますので申請する所管行政庁に確認してください。

保安機関認定更新手続きの流れフロー図



保安機関認定更新申請等提出書類一覧

提出書類	届出等の種類							様式
	保安機関の認定の更新	一般消費者等の数の増加	一般消費者等の数の減少	名称・住所・代表者の変更	保安業務事業所所在地の変更	保安業務事業所の追加	保安業務事業所の一部廃止	保安業務規程の変更
保安機関認定更新申請書	○							様式第14(規則第34条関係)
一般消費者等の数の増加認可申請書		○				○	△	様式第15(規則第35条関係)
一般消費者等の数の減少届書			○			△	○	様式第16(規則第35条関係)
保安業務規程変更認可申請書								○ 様式第18(規則第39条関係)
保安機関変更届				○	○	○	○	様式第20(規則第41条関係)
保安業務に係る事業所の名称、所在地及び保安業務区分ごとの一般消費者等の数	○	○	○			○	○	県様式第29号
保安業務に係る事業所の案内図	○				○	○		任意様式
保安業務契約を締結している販売所の名称、所在地及び保安業務区分ごとの一般消費者等の数	○	○	○			○		県様式第30号
保安業務計画書	○	○	○			○	△	様式第13(規則第30条関係)
保安業務に係る消費者数明細表	○	○	○		△	○		県様式第31号
保安業務の技術的能力算定表								
1 保安業務資格者等資格一覧表	○	○				○		県様式第32号
2 保安業務資格者数算定表	○	○				○		県様式第33号
3 保安業務用機器数算定表	○	○				○		県様式第34号
損害賠償の支払能力を証する書面	○	○				○		
定款(申請者が法人の場合)	○							
履歴事項全部証明書(申請者が法人の場合)	○			○	△			
住民票(個人の場合)	○			○	△			
欠格事項非該当誓約書	○			△				県様式第35、36号
申請者が法人の場合は、その役員及び構成員(規則第33条)の構成を説明した書面	○			△				県様式第37号
大口株主リスト(申請者が法人の場合)	○							県様式第38号
保安業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び業務内容を記載した書面	○							県様式第39号
事業所の位置及び当該事業所において緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した地図	○	○			△	○		地図の縮尺は任意とするが、縮尺・スケール等が地図中に明示されており、どの市区町村が範囲に含まれるか明確に判断できるもの
緊急時の連絡体制、出動態勢等が分かる書面及び緊急時対応に関するマニュアル等の書面	○							任意様式
廃止する事業所に係る保安業務の引継ぎ先等が分かる書面							○	任意様式
保安業務規程							△	任意様式

6 申請書の提出先

保安機関の認定更新申請の申請書の提出先は以下のとおりです。

1 自社が供給する消費者の保安業務のみを実施する場合

⇒自社を所管している県くらし安全防災局消防保安課または各地域県政総合センター環境部

2 自社以外の販売事業者の保安業務も行う場合又は他の販売事業者の保安業務のみを行う場合

⇒①自社又は受託する販売事業所の所在地が一つの地域県政総合センター等が所管する地域のみ
に存する場合 →その地域を所管する各地域県政総合センター環境部

②自社又は受託する販売事業所の所在地が、複数の地域県政総合センター、指定都市（横浜市、
川崎市、相模原市）の所管区域にまたがる場合 →県くらし安全防災局消防保安課

③自社又は受託する販売事業所の所在地が、一つの指定都市に存する場合→その指定都市を所
管する消防局

④自社又は受託する販売事業所の所在地が他の都県（ただし関東東北産業保安監督部管内）に
及ぶ場合 →関東東北産業保安監督部

⑤自社又は受託する販売事業所の所在地が複数の産業保安監督部所管地域に及ぶ場合は、
→経済産業省

<認定更新申請書の提出先>

自社又は保安業務の委託を受ける販売事業所の所在地が下記の地域にある場合	申請書の提出先 (認定行政庁)
横須賀市、三浦市、鎌倉市、逗子市、葉山町	くらし安全防災局消防保安課
厚木市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター環境部
平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、 伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター環境部
小田原市、南足柄市、箱根町、真鶴町、湯河 原町、中井町、大井町、松田町、山北町 開成町	県西地域県政総合センター環境部
横浜市	横浜市消防局
川崎市	川崎市消防局
相模原市	相模原市消防局
自社又は保安業務の委託を受ける販売事業所の所在地が、上記に掲げる地域区分のうち複数の地域区分に及ぶ場合	くらし安全防災局消防保安課
自社又は保安業務の委託を受ける販売事業所の所在地が、神奈川県内と他の都県（ただし関東東北産業保安監督部管内）に及ぶ場合	関東東北産業保安監督部
自社及び保安業務の委託を受ける販売事業所の所在地が、複数の産業保安監督部所管地域に及ぶ場合	経済産業省ガス安全室

※ 更新申請の際に、神奈川県内の各地域県政総合センター等（消防保安課、各地域県政総合センター、各指定都市消防局）の間で認定行政庁を変更して申請する場合は新しい行政庁に更新手続き等を行うこととなります。

※ 更新申請の際に、神奈川県から各指定都市消防局、経済産業省、産業保安監督部、他の都道府県に認定行政庁を変更する場合は、新しい認定行政庁で新規の認定手続きを行うこととなります。この際、新たな行政庁で認定を受けた場合は、遅滞なく認定行政庁変更届を従来認定を受けていた行政庁（消防保安課、各地域県政総合センター）に提出してください。

7 認定更新申請等に関するQ&A

<Q1>

認定更新の申請で今後保安業務を実施する一般消費者等の数に変更が予定される場合増減はできますか。

<答え>

→ できません。

一般消費者等の数を増加するには一般消費者等の数の増加認可の申請が必要です。一般消費者等の数を減少する場合は一般消費者等の数の減少届の提出が必要です。それに伴い、保安業務規程の変更認可の申請も必要です。

※ 但し、これら増加認可等の手続きと更新手続きを同時に行うことは可能です。

※ 更新前に、現に認定を受けた一般消費者等の数を実際の消費者数が上回る場合は、至急所管行政庁（消防保安課、各地域県政総合センター）に相談して下さい。

<Q2>

認定更新の申請で、今後実施する予定の保安業務区分の追加をすることはできますか。

<答え>

→ できません。

保安業務区分を追加する場合には、別途保安機関認定申請が必要です。

それに伴い、保安業務規程の変更認可の申請が必要です。

※ 但し、これら認定手続きと更新手続きを同時に行うことは可能です。

<Q3>

認定更新の申請で、保安業務を実施する予定の事業所の追加はできますか。

<答え>

→ できません。

新しい事業所に係る一般消費者等の増加認可の申請が必要です。

それに伴い、保安業務規程の変更認可の申請と保安機関変更届の提出が必要です。

※ 但し、これら増加認可手続き等と更新手続きを同時に行うことは可能です。

<Q4>

ある保安業務区分の認定を受けた後、その他の保安業務区分の認定を追加して受けた場合の有効期間はどのようになりますか。

<答え>

→ 各々の保安業務区分について認定を受けた日から起算して5年です

<Q5>

保安業務区分のうち、最初に認定更新を迎える保安業務区分にあわせ、追加認定をした他の保安業務区分も同時に認定更新できますか。5年未満でも認定更新できますか。

<答え>

→ 同時に認定更新申請することは可能です。また、5年未満で認定更新申請することも可能です。

ただし、初回認定の残存期間があっても持ち越すことはできません。今回の認定更新を受けてから5年です。

※ のちの手続き管理の点から、最初にくる認定更新にあわせて、すべての保安業務区分の認定日を統一して申請することをお勧めします。

<Q6>

保安機関の承継（合併、事業の全部譲渡等）があった場合、認定の有効期間はどのようにしますか。（行政庁へ承継手続きが完了していることが前提）

<答え>

→ 更新は、合併、譲渡前の認定日のいずれか古い認定日から5年です。

8 保安機関認定更新申請に係る書式一覧表

法律様式

保安機関認定更新申請書	様式第14（規則第34条関係）
保安業務計画書	様式第13（規則第30条関係）
一般消費者等の数の増加認可申請書	様式第15（規則第35条関係）
一般消費者等の数の減少届書	様式第16（規則第35条関係）
保安業務規程変更認可申請書	様式第18（規則第39条関係）
保安機関変更届書	様式第20（規則第41条関係）

県様式

保安業務に係る事業所の名称、所在地及び保安業務区分ごとの一般消費者等の数	県様式第29号
保安業務契約を締結している販売店の名称、所在地及び保安業務区分ごとの一般消費者等の数	県様式第30号
保安業務に係る消費者明細表	県様式第31号

保安業務資格者等の資格一覧表	県様式第 3 2 号
保安業務資格者数算定表	県様式第 3 3 号
保安業務用機器数算定表	県様式第 3 4 号
欠格事由非該当誓約書（法人）	県様式第 3 5 号
欠格事由非該当誓約書（個人）	県様式第 3 6 号
役員及び構成員に関する書面	県様式第 3 7 号
大口株主リスト	県様式第 3 8 号
保安業務以外の業務の種類及び業務内容に関する書面	県様式第 3 9 号